## 脱毛や美顔エステの契約 納得するまで説明受けて

脱毛や美顔エステは幅広い年齢で身近になりつつありますが、契約に関するトラブルの他、施術により皮膚障害などの身体症状が出たという相談も多く寄せられています。

▼エステ店で脱毛の契約をしたが、予約が取れず通うことができない。解約することにしたが、施術を2回しか受けていないのに返金額が少なく納得いかない。(20代・女性)

▼美顔エステを受けた。その夜から顔がかゆくなり腫れてきた。医師の診断を受けたところ、原因はエステの施術とのことだった。このような症状が出る説明があれば施術は受けなかった。(20代・女性)

脱毛サービスには、医療行為に該当しない範囲で施術を受けるエステサービスとしての脱毛と、医師による医療行為として、レーザー等により毛の発生源を破壊する施術を受ける美容医療としての脱毛があります。

いずれの行為に関しても、施術前に痛みや腫れ等の身体症状に関する説明を十分に受けていないと思われる相談や、契約内容や解約に関する相談が多く見られます。

エステサービスは、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える契約については、特定商取引法に定める特定継続的役務提供に該当し、契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリング・オフ(一定期間内であれば無条件で契約解除できる)が可能です。クーリング・オフ期間を過ぎた場合でも、法律で定められた解約料を支払って中途解約することができます。

また美容医療は、以前はクーリング・オフが認められていませんでしたが、法 改正により2017年12月から「脱毛」「にきび、しみ、入れ墨などの除去」「し わ、または、たるみ取り」「脂肪の減少」「歯の漂白」の5種類が規制対象となり ました。これらの要件にあてはまる場合は、クーリング・オフや中途解約ができ ます。

契約時にはリスク等に関する説明を十分に求めるとともに、書面で契約内容を確認し、納得できるまで説明を受けましょう。即日施術や高額な施術を強く勧められた際は、その場で契約せずに、いったん持ち帰り周囲の人に相談するなど、よく考え契約しましょう。

/ 岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのト ラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間:平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188番 (いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります